

大和市教育委員会訓令第4号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月16日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程
大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2、2 文化スポーツ部の表図書・学び交流課、生涯学習センター利用者登録の項中「利用者登録」を「使用者資格等に関する登録」に改め、同課生涯学習センターの使用の承認の項中「第7条」を「第10条」に改め、同課利用者カードの交付の項中「第13条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。